

【高校・学校生活の手引き】

1. 明光学園生徒としての自覚を持ち、社会の良き一員となるため、常に自分を高めていくことを心がけよう。
2. 両親や先生など、目上の人への助言や指示には素直に従おう。
3. 言葉や行動は、良心に恥じることはないように気をつけ、常に純潔で明るい態度を持ち続けよう。
4. 目上の人、生徒に対しても真心と親しみをもち、正しく挨拶をしよう。
5. 同じ学園に学ぶ生徒として、人格を磨きあい、互いに自由を尊重するとともに、人に迷惑をかけないように、自分の行動に責任を持とう。
6. 学園創立者の『愛と奉仕』の精神を理解し、世の中を明るくするために進んで善行に励もう。

I 通学・下校

通学には制服を着用し、交通ルールを厳守して事故防止に努めること。

生徒朝礼 8時40分
授業開始 8時50分
完全下校 19時

II 出欠席・忌引き等

1. 正当な理由なく遅刻・欠席・早退をしてはならない。また、始業から終業時までの出席は必須とする。
※校外への外出は認められない。
2. **欠席・早退・遅刻の場合**:朝礼開始前までに必ず保護者が「BLEND」へ入力するか、学校へ連絡をする。
3. **遅刻時**:職員室で遅刻カードを記入し、校長印をもらって授業担当者に提出する。
4. 大学受験や公式試合等、校長が認めた事由については公欠扱いとし、欠席には含まれない。
5. 忌引きの日数は以下の通りとする。

父母	7日以内
祖父母	3日以内
兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母・曾祖父母	1日以内
6. 登校後、やむを得ず一部の授業を受けられない場合は、授業担当者に届け出て許可を得る。その場合は欠課扱いとする。

III 届け出を要する事項

1. 自分や家族、同居人が感染症にかかった場合は、速やかに学校へ届け出る。
2. 旅行のために学生割引を利用する場合は、所定の「旅行届」を提出する。
3. 住所・保護者・家庭状況などに変更が生じた場合は、所定の用紙に記入の上、学校へ届け出る。
4. 自転車で通学する場合は、「自転車通学届け」を提出する。又、ヘルメットを必ず着用する。

IV 許可を要する事項

1. **早退・登校後の校外への外出**
やむを得ない理由により早退したり、登校後に校外に出る必要がある場合は、教員に申し出て「許可書」を受け取ること。
2. **特別な服装が必要な場合**
規定外の服装をする必要がある場合は、「異装許可願」を提出し、許可を得ること。
3. **校外活動への参加**
事前に担任に届け出て、校長の許可を受けること。

- a. 校外の団体に加入するとき。
- b. 校外の行事、催し物、集会などに参加するとき。
- c. 家庭を離れて、下宿等をするとき。

V 校内生活

1. 教室や廊下では静粛にし、他人の迷惑にならないよう心がける。
2. 校内では、名札をつける。
3. 学校の清潔、整理整頓・美化に努め、清らかで落ち着いた雰囲気をつくること。
4. 公共物を大切にし、破損しないよう注意すること。万一破損した場合は速やかに教員に申し出て指示を受けること。
5. 施設や備品を使用する場合は、担当の先生に願い出て許可を受ける。
6. 休日における生徒のみで学校の施設利用は認めない。
7. 金銭の無断徴収、貸借行為は禁止とする。
8. 次のことは事前に担任に相談し、校長の許可を得てから行うこと。
 - a. 校内で集会を開こうとする場合。
 - b. 校内で掲示物、ポスターを掲示しようとする場合。
 - c. 校内で募金、署名活動をしようとする場合。

VI 校外生活

1. 保護者の許可なしに、他者の家に泊まらないこと。
2. 日没後の外出は注意し、21時以降一人で外出しないこと。
3. 風紀を乱す恐れがある場所には行かないようにすること。

VII 所持品

1. 学生としてふさわしくない物品を所持しないこと。
2. 貴重品や多額の現金を持参しない。やむを得ず持参する場合は、その管理に特に注意すること。

VIII 服装・身だしなみ

明光学園生として、常に適切な身だしなみに心がけ、清潔感のあるきちんとした服装をすること。

1. 制服（本校規定のもの）
 - ・ジャケット
 - ・スカート（膝の中央丈）、スラックス
 - ・カッターシャツ、ポロシャツ、ネクタイ、リボン、ソックス
 - ・ブラウス、ベスト、セーター、コート、革靴、上履き
 - ・バッグ（規定以外のバッグは使用不可）

衣替え時期

気象状況に合わせて設定する。行事や儀式の際は指定された服装を守ること。

防寒着・防寒具

- ・コートは規定のものとする。
- ・マフラーや手袋は登下校時のみ着用を認める。
- ・教室内でのひざ掛けの使用を認める。但し、使用は気候や体調に応じた範囲とし、派手なものや授業の妨げとなるものは避けること。また、試験時は使用禁止とする。

2. 髪型 自然な髪型の維持

- ・高校らしく自然で清潔な髪型を心がける。
- ・肩にかからない長さとし、それより長い場合は黒や紺の無地ゴムで髪を結ぶこと。
- ・脱色、染色、パーマ、カールなどの人工的な加工等は禁止。

3. 口紅（色付きリップ含む）、マニキュア、アイプチ等の化粧は一切禁止。

4. カラーコンタクト、ネックレス、ピアス、指輪等の装身具の使用は禁止。

※上記以外でも、本校生徒として相応しくない服装、服飾品、所持品は厳に慎むこと。

IX 携帯電話・スマートフォン

校内持ち込は、以下の条件を厳守することで許可する。

- ・持ち込みが必要な場合は「校内持ち込届」を提出すること。
- ・学校が定めるルールを厳守し、適切に管理すること。
- ・家庭からの緊急連絡には使用せず、学校へ電話をしてもらう。
- ・スマートウォッチなどの携帯情報端末の着用は、校内での着用は認めない。
- ・規定に反した場合は、生徒指導の対象となる。

X iPad

- ・学習目的以外での使用は認めない。
- ・iPad利用の5ルールを厳守すること。

XI アルバイト

1. 学業および部活動を最優先とするため、アルバイトは原則禁止とする。
2. 但し、以下の条件下で学校長の許可を得た場合、アルバイトを許可する。
 - ① 1. 2年生は冬期休暇中のみ。
 - ② 3年生は進路決定後、冬期休暇以降も認める。
3. 許可基準（アルバイトを希望する場合の条件）
 - ① 成績面：直近の学期末試験において欠点科目がないこと。
生活面：本校の生徒心得が守られていること。
出席面：欠席・遅刻・早退・欠課時数が直近の学期間で概ね8回以内であること。
 - ② 学校生活に支障がないこと。
 - ③ 就労場所や業務内容が健全で安全であること。
 - ・酒類提供店、カラオケ店、風俗営業関連など、高校生の就労として望ましくない業務への従事は禁止とする。
 - ・シフトでは21時までに帰宅可能であること。※22時以降は法律で禁止。
 - ・制服での勤務は禁止。
4. 以下の場合は、アルバイトの許可を取り消す。
 - ① 学業又は生活態度に著しく支障をきたした場合。
 - ② 欠席・遅刻・早退・欠課時数が増加した場合。
 - ③ 許可条件を違反した場合。
 - ④ その他、学校長が不適切と判断したとき。
5. アルバイトを希望する場合は、所定の「アルバイト許可願」を申請すること。

★3年生の冬期休暇中以降のアルバイトについて

1. 進路が確定した者のみ許可する。
2. 1月は土・日・祝日のみ、2月は登校日に支障がないようにすること。
3. 勤務時間が変更になった場合は、新たに申請手続きを行う。

XII 運転免許について

命と安全を守るため、在学中の運転免許取得を原則禁止とする。

但し、第3学年の冬休み以降に進路先が決まった者に限り、自動車学校への入校を認める原付バイク免許の取得については、やむを得ない理由で取得を希望する場合は必ず学校に「免許取得願」申請を行うこと。

※取得後、原付バイクで通学することは認めない。

特別指導（罰則規定）

以下の項目に違反した場合、該当する指導または罰則が適用される。

1. 学則違反
2. 考査における不正行為
3. 暴力・暴言・怠学
4. いじめ・嫌がらせ
5. 飲酒・喫煙・万引き
6. 無断免許取得・無届アルバイト
7. 器物破損（校内外、机上等の落書きを含む）
8. 情報機器（SNS等含む）の不正利用
9. 定期券、乗車券の不正使用
10. 無断外泊、旅行等の無許可活動
11. 暴力行為、脅迫、又はこれに類する行為
12. 無許可の芸能活動、オーディション申込、コンテスト参加
13. 本学園生徒としてふさわしくない行為

罰則：退学・停学・謹慎・訓戒（誓約書）

試験（考査）についての心得

- (1) 考査の時は、各クラスごとに出席番号順に定められた席に着き、許可なく座席をかわらない。
- (2) 教科書・ノート・下敷き・筆箱・その他のものを鞆に入れ、指定の場所にきちんと置く。机の中には何も入れない。
- (3) 机の上には、鉛筆・消しゴム・事前に指定されたものだけで、その他のものは一切置いてはならない。必要品は自分が使用するもので、隣の人と共同で使用してはならない。
- (4) 問題用紙が配られたら、沈黙のうちに後ろの人に用紙を送る。先生の指示があるまで裏返しにふせ、「はじめ」の合図で一斉にあけ、氏名記入後解答を始める。終了の場合も、「やめ」の合図で鉛筆を置き、裏返しにして沈黙する。
- (5) 不正な行為及び不正を疑われるような行為をしない。受験中、消しゴム・鉛筆・問題解答用紙を落とした場合は、必ず手を挙げる。自分勝手に処置してはならない。
- (6) 最善を尽くして解答につとめ、答案は必ず提出する。

- (7) 解答が終了しても規定時刻まで解答用紙提出も、退出もできない。健康上の都合で退室しなければならない場合は、先生の指示に従い解答用紙を提出後、保健室に行く。一度退室した後、再入室することはできない。
- (8) 考査終了の合図があった時は、すぐに解答を中止して、指示を待つ。
- (9) 考査場においては、監督の指示に従う。
- (10) 受験心得を守らず、再三注意しても改めない場合は退室させられる。
- (11) 定期考査及び各種試験において、スマートフォン・スマートウォッチ等の電子機器は、電源を切り、鞆またはロッカーに入れておくこと。身につけている、ポケット等に所持している場合又は音や振動が確認された場合は、不正行為とみなすことがある。

保健室利用について

- (1) 必ず養護教諭又は担任、教科担当者に届けて治療を受ける。
- (2) 許可なしに医薬品を使わない。
- (3) 保健室で休養する時は、必ず養護教諭か担任に届ける。
- (4) こまかな規定は校友会保健委員会の話し合いで決める。

図書室利用について

- (1) 開室時間
休日以外、毎日8時15分から、午後5時30分まで。
- (2) 長期休暇中は予告した一定の期間だけ開室する。
- (3) 室内で閲覧した図書、新聞、雑誌などは、必ず元の位置に返す。
- (4) 図書の借用・持ち出しについて
 - ① 利用者カードと借りたい本を係に掲示する。係がコンピューターを処理する。
 - ② 返却する時は返却箱に入れる。
 - ③ 貸出期間は原則1週間以内とする。
 - ④ 期限を過ぎても返却しなかった場合は、貸出禁止の扱いを受けることがある。
- (5) 閲覧の心得
 - ① 図書は丁寧に取扱い、汚したり、破損したりしないように注意する。
 - ② 本棚の図書の配列を乱さない。
 - ③ 室内では特に静粛を守り、音読、談話、飲食などをしない。
 - ④ 図書館関係教諭・司書・校友会図書委員会の話し合いで決める。